

ご家族が亡くなられたときの手続き（市役所内）

①市民課関係

対象者または 手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
○印鑑登録証または 市民カードをお持ちの方	・ 左記のカードの返納または廃棄 ※登録は自動的に廃止になります。	☐ 印鑑登録証 または 市民カード		市民係 ☎022-368-1104
○住民基本台帳カード をお持ちの方	・ 左記のカードの返納	☐ 住民基本台帳 カード		
○特別永住者証明書 をお持ちの方	・ 左記のカードの返納	☐ 特別永住者 証明書	亡くなられた日から 14日以内	記録係 ☎022-368-1103

②税務課関係

対象者または 手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
○市県民税の納税義務 がある方	・ 相続人代表者の指定	☐ 相続人代表者指定 (変更) 届兼固定 資産現所有者申告 書	すみやかに	市民税係 ☎022-368-1370
○固定資産税の納税義務 がある方				固定資産税係 ☎022-368-1371
○未登記家屋を所有し ている方	・ 未登記家屋の名義変更	☐ 遺産分割協議書 ☐ 印鑑登録証明書 (相続人及びそれ 以外の法定相続 人)	すみやかに	
○原動機付き自転車 (125cc以下) ・ 小型特 殊自動車を持有して いる方	・ 名義変更または廃車手続き	※手続きの種類に よって異なります ので、詳しくは担 当課にお問い合わせ ください。	すみやかに	

③ 収納課関係

対象者または 手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
○市税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納税義務がある方・口座振替をしている方	・引き落とし口座の変更または停止	☐ 通帳 ☐ 銀行への登録印鑑	すみやかに	収納係 ☎022-368-1481
	・納税義務の承継確認	☐ 相続放棄された場合は家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理証明書」の写し	すみやかに	滞納整理係 ☎022-368-1482

④ 国保年金課関係

対象者または 手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
○国民健康保険に加入している方	・被保険者証の返納 ・葬祭費の請求	☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの ☐ 国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証 ☐ 通帳（喪主名義） ☐ 会葬御礼のハガキ（または葬祭の日程表、領収書など）	すみやかに ※葬祭費の支給申請期限は葬祭を行った日の翌日から2年以内	国保庶務係 ☎022-368-1697
○後期高齢者医療制度に加入している方	・被保険者証の返納 ・葬祭費の請求 ・通知等受取人の届出 ・高額療養費支給申請	☐ 後期高齢者医療被保険者証 ☐ 通帳（喪主及び相続人代表名義） ☐ 会葬御礼のハガキ（または葬祭の日程表、領収書など）	すみやかに ※葬祭費の支給申請期限は葬祭を行った日の翌日から2年以内	国保年金係 ☎022-368-1698
○世帯主の方（同一世帯に国民健康保険加入者がいる場合）	・同一世帯の国保加入者の保険証の差替 ・通知等受取人の届出	☐ 新世帯主のマイナンバーがわかるもの ☐ 国民健康保険被保険者証及び高齢受給者証	すみやかに	
○各基礎年金（老齢・障害・遺族）または寡婦年金のみを受給している方（亡くなられた方の年金加入状況によって、年金事務所での手続きになる場合があります。）	・死亡届 ・未支給年金の請求	☐ 年金証書 ☐ 戸籍謄（抄）本（請求者と亡くなられた方の続柄を確認できるもの） ☐ 通帳（請求者のもの） ☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの ☐ 請求者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方の住民票（除票）※ ☐ 請求者の世帯全員の住民票※ ☐ 生計同一関係に関する申立書（亡くなられた方と請求者が別世帯の場合）	すみやかに ※申請期限は受給権者の年金の支払日の翌月の初日から5年以内	

対象者または 手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
○国民年金に加入している方（年金を受給する前に亡くなられた方）	・死亡一時金の請求	☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☐ 戸籍謄（抄）本（請求者と亡くなられた方の続柄を確認できるもの） ☐ 通帳（請求者のもの） ☐ 請求者の本人確認書類 ☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの ☐ 亡くなられた方の住民票（除票）※ ☐ 請求者の世帯全員の住民票※ ☐ 生計同一関係に関する申立書（亡くなられた方と請求者が別世帯の場合）	すみやかに ※申請期限は亡くなられた日の翌月から2年以内	国保年金係 ☎022-368-1698
	・寡婦年金の請求 ・遺族基礎年金の請求	死亡一時金の請求に必要なものに加え ☐ 市区町村長に提出した死亡診断書（死体検案書等）のコピー または死亡届の記載事項証明書 ☐ 請求者の収入が確認できる書類※ ☐ 子の収入が確認できる書類※	すみやかに	
○医療費助成制度に該当している方	・受給者証の返納 ・登録口座の変更 ・通知等受取人の届出	☐ 通帳（相続人代表名義） ☐ 受給者証	すみやかに	国保庶務係 ☎022-368-1697

※請求書にマイナンバーを記載することで添付を省略できる場合があります。

⑤介護・障害福祉課関係

対象者または 手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
○在宅高齢者福祉サービスを利用している方（紙おむつ支給・SOSネットワーク・認知症高齢者等見守りシール・緊急通報システム）	・対象の方が亡くなられたことによる利用停止の申出		すみやかに	介護支援係 ☎022-368-1498
○65歳以上の方	・介護保険被保険者証の返納	☐ 介護保険被保険者証	すみやかに	介護保険係 ☎022-368-1497
○高額介護サービス費の支給を受けている方	・支給口座情報の変更	☐ 通帳（法定相続人の名義のもの）	すみやかに	
○各種障害者手帳をお持ちの方	・身体障害者手帳の返還 ・療育手帳の返還 ・精神障害者保健福祉手帳の返還	☐ 各種障害者手帳	すみやかに	障害福祉係 ☎022-368-1478
○特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当を受給している方	・資格喪失の届出 ・未払手当の請求	☐ 通帳（生計同一者名義のもの）	すみやかに	
○在宅酸素濃縮器の利用助成を受けている方	・資格喪失の届出 ・未払助成金の請求	☐ 通帳（生計同一者名義のもの）	すみやかに	

⑥社会福祉課関係

対象者または 手続きの種類	手続き内容等	手続き期間	受付窓口
○災害援護資金の貸し付けを受けている方	※お手続きを案内しますので、ご連絡ください。	すみやかに	生活支援係 ☎022-368-1405
○経済的に困窮し、生活にお困りの方	※「必要な手続き」ではありませんが、ご遺族の方への助けとなる場合がありますので、ご相談ください。		保護係 ☎022-368-1406

⑦子ども政策課関係

対象者または 手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
○児童手当を受給している方	・未支払請求 ・新規認定請求など	☐ 対象児童の通帳 ☐ 新規受給者の保険証、通帳、マイナンバーなど ※事前にお問い合わせください	すみやかに	子育て支援係 ☎022-368-1606
○児童手当支給対象の児童の方	・受給事由の消滅または額改定（減額）		すみやかに	
○（特別）児童扶養手当を受給している方	・受給資格者死亡届 ・未支払手当請求など	☐ （特別）児童扶養手当証書 ☐ 対象児童の通帳 ※事前にお問い合わせください	すみやかに	
○（特別）児童扶養手当支給対象の児童の方	・資格喪失または額改定（減額）	☐ （特別）児童扶養手当証書	すみやかに	
○放課後児童クラブを利用している方	・世帯状況の変更（保護者の変更）		すみやかに	
○保育所を利用している方	・世帯状況の変更（保護者の変更）		すみやかに	幼保支援係 ☎022-368-1605

⑧教育総務課関係

対象者または 手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
○就学援助を受けている方	・世帯状況の変更（保護者の変更）	※事前にお問い合わせください	すみやかに	学校教育係 ☎022-368-5022

⑨環境施設課関係

対象者または 手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
○墓地を希望する場合 で以下の資格要件全 てに該当する方 ・本市に1年以上継続 して住所を有してい る方 ・埋葬を予定している 遺骨を有する方 ・申請者の世帯全員が 墓地を有していない 方	・七ヶ浜町公園墓地蓮沼苑の 墓地譲渡申請	☐ 墓地使用許可譲渡 申請書 ☐ 誓約書 ☐ 住民票の写し1通 (本籍記載の世帯全 員分で、発行から 2週間以内のも の) ☐ 埋火葬許可証(死 体火葬許可証)の 写し(改葬許可証 でも可) ☐ 墓地譲渡希望票		資源環境係 ☎022-368-4126
○犬を飼っている方	・登録事項の変更届		30日以内	

⑩都市整備課関係

対象者または 手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
○道路占用、都市公園 占用または公共物 使用許可を受けてい る方	・道路占用、都市公園占用または 公共物使用の地位承継届の提出	☐ 道路占用、都市公 園占用または公共 物使用許可書	すみやかに	管理係 ☎022-368-4194

⑪上下水道部企業経営課関係

対象者または 手続きの種類	手続き内容等	必要なもの	手続き期間	受付窓口
○水道（給水装置）を 使用している方	・給水装置使用者変更届の提出		すみやかに	上下水道部庁舎 (多賀城市水道 お客さまセンター) ☎022-368-3111
○水道（給水装置）を 所有している方	・給水装置所有者変更届の提出		すみやかに	

⑫農業委員会関係

対象者または 手続きの種類	手続き内容等	手続き期間	受付窓口
○農地を所有している 方	・農地の相続等の届出をする必要がありますので、 手続きの詳細につきましては農業委員会事務局まで ご連絡ください。	すみやかに	農業委員会事務局 ☎022-368-4222